

一時使用目的の借地権 H24-11-4 《#386》

【問】 正誤をつけよ。

仮設建物を建築するために土地を一時使用として1年間賃借し、借地権の存続期間が満了した場合には、借地権者は、借地権設定者に対し、建物を時価で買い取るように請求することができる。

【答え】 誤り

《ポイント》 一時使用目的の借地権

第3条から第8条まで、第13条、第17条、第18条及び第22条から24条までの規定は、臨時設備の設置その他一時使用のために借地権を設定したことが明らかな場合には、**適用しない**。（借地法25条）

⇒ **借地法のほとんどの規定は適用しない**が、第10条（借地権の対抗力等）の規定は適用される